

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三菱UFJ信託地域文化財団（以下「この法人」という）の定款第13条及び第29条に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会または評議員会へ出席した場合は、その対価として報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、別表1に定める金額以内とし、各役員に対する報酬の額は、別表2に定める金額とする。

- 2 この法人の評議員の報酬総額は、定款第13条第1項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前

もって支払うことができる。

- 2 前項の費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附則 この規程は、2024年6月5日から施行する。

【別表1】

役員各年度の報酬総額 100万円以内

【別表2】役員等の会議出席に係る報酬

理事会及び評議員会への出席の都度、税金を除いて一人一律20,000円以内。

但し、出捐会社及び出捐会社と相互に密接な関係にある他の同一の団体に所属する役員等は除く。会議出席は、WEB会議、電話会議を含む。

以上

制定 平成23年3月8日

施行 平成23年6月1日

改定 2024年6月5日